

新生児聴覚検査費用の一部を助成

先天性難聴の早期発見・療育につなげるため、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

対象者 2021年4月1日以降に出生し、検査を受ける当日に千葉市に住民登録がある、または登録予定の乳児

対象検査 生後50日以内に初めて受ける保険診療外の新生児聴覚検査

助成額 3,000円(初回検査費用のみ)

詳しくは、[千葉市 新生児聴覚検査](#)

健康支援課 ☎238-9925 FAX238-9946

予防接種を受けましょう

感染症予防のため、各種予防接種を行っています。予防接種を受ける際は、あらかじめ協力医療機関に予約してください。新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、**[2・3面]**をご確認ください。

①未成年者向けの定期予防接種

種類 ロタ、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、HPV

持ち物 母子健康手帳、予防接種番号シール(7歳半までの子どものみ。出生届・転入届提出時から2カ月以内に郵送)

注意

- 接種時期などは、出生届提出時に配布する案内「予防接種で元気な子ども」またはホームページでご確認ください。
- BCGは4か月児健診と合わせて行うため、実施日時は個別に通知します。
- 2015年(平成27年)4月2日～2016年(平成28年)4月1日生まれの子どもは、麻しん・風しん2期の予防接種を4月～来年3月に受けてください。
- 20歳未満の方で、日本脳炎の予防接種を終えていない方は、無料で受けられる場合があります。

②高齢者向けの肺炎球菌予防接種

期間 4月1日(木)～来年3月31日(木)

対象 千葉市に住民登録があり、次に該当する未接種の方

- 1956年(昭和31年)4月2日～1957年(昭和32年)4月1日生まれ
- 1951年(昭和26年)4月2日～1952年(昭和27年)4月1日生まれ
- 1947年(昭和22年)4月1日以前生まれ
- 60歳以上で、心臓、腎臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身体障害1級相当の障害がある

料金 3,000円(生活保護を受けている方などは免除)

持ち物 健康保険証など本人確認ができるもの

注意 自費で接種した場合を含め、過去に同じワクチンの接種を受けたことのある方は対象になりません。

③麻しん・風しん混合ワクチン予防接種

対象 千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- 1972年(昭和47年)10月2日以降生まれで、接種時に2歳以上の、麻しんワクチン(混合ワクチンを含む)を1度も接種していない方(定期予防接種の対象者を除く)
- 1972年(昭和47年)10月1日以前に生まれた方で、麻しん抗体検査の結果、抗体値が低い方
- 風しん抗体検査*の結果、抗体値が低い方
 - *次のいずれかに該当する方は、無料で風しん抗体検査を受けられます。妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者および同居家族、抗体値が低い妊婦の配偶者および同居家族

協力医療機関や持ち物など詳しくは、[千葉市 検診・検査・予防接種](#)

☎①②市役所コールセンター ☎245-4894 FAX248-4894

③感染症対策課 ☎238-9941 FAX238-9932

障害者へ福祉手当を支給しています

障害のある方やその保護者に手当を支給しています。支給を受けるためには、申請が必要です。申請方法など詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する20歳未満の方(施設入所者、障害年金受給者を除く)の保護者

- 身体障害おおむね1～3級(内部障害の場合は所定の診断書により判定)
- 知的障害A～おおむねBの1
- 精神障害(上記の障害と同程度)

月額 1級52,500円、2級34,970円

障害児福祉手当

対象 20歳未満で、重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする方(施設入所者、障害年金・市福祉手当受給者を除く)

月額 14,880円

特別障害者手当

対象 20歳以上で、著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方(施設入所者、3カ月を超え入院している方、市福祉手当・経過的福祉手当受給者を除く)

月額 27,350円

市福祉手当

対象 次のいずれかに該当する方(20歳未満の方はその保護者)

- 身体障害1級(20歳未満の方は1・2級)
- 身体障害2～6級(20歳未満の方は3～6級)で、おおむね6カ月以上寝たきりの方
- 知的障害A～おおむねBの1
- 精神障害1級

ただし、65歳以上で新たに該当した方、施設入所者、3カ月を超え入院している方、特別障害者手当・経過的福祉手当受給者、障害児福祉手当受給者の保護者を除きます。

月額 20歳以上5,000円、20歳未満7,000円

ただし、次の要件のうち2つ以上に該当する場合10,500円

- 身体障害1・2級
- 知的障害A～Aの2
- 精神障害1級

市福祉手当以外の手当を受給している場合は、所得制限があり、現況の届け出が必要です。詳しくは、8月上旬に郵送する通知をご覧ください。

保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2152 花見川 ☎275-6462 稲毛 ☎284-6140

若葉 ☎233-8154 緑 ☎292-8150 美浜 ☎270-3154

障害者自立支援課 ☎245-5173 FAX245-5549

はり、きゅう、マッサージ施設利用券

65歳以上の市民で、2019年(7月以降の申請は2020年)の所得が200万円未満の方を対象に、施術費用(保険診療での施術は対象外)の一部(800円)を助成する利用券を年間10枚交付します。

必要書類 ・申請者の本人確認ができるもの(保険証など)

・委任状(利用者の同居親族以外の方が申請する場合)

*2020年1月2日以降に千葉市に転入された方など、利用者の所得が市で確認できない場合は、所得が分かる書類(課税証明書、遺族年金などの場合は振込通知書など)も必要です。

申請方法 必要書類を持参の上、区役所市民総合窓口課または市民センターへ。利用券は即日交付(市民センターで申請した場合は後日郵送)。

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 FAX221-2680 花見川 ☎275-6278 FAX275-6371

稲毛 ☎284-6121 FAX284-6190 若葉 ☎233-8133 FAX233-8164

緑 ☎292-8121 FAX292-8160 美浜 ☎270-3133 FAX270-3193